

# はまぎんニュージーランドドル債ファンド 2014-07(早期償還条項付)

愛称: ミルク・ランド

単位型投信 / 海外 / 債券



- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行なう者]

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

三井住友信託銀行株式会社(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

設定・運用は

日興アセットマネジメント

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「はまぎんニュージーランドドル債ファンド 2014-07(早期償還条項付)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2014年6月6日に関東財務局長に提出しています。
- 有価証券届出書の届出の効力が発生するまでに、記載内容が訂正される場合があります。効力の発生の有無については、委託会社のホームページで確認いただけます。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
単位型	海外	債券	債券 公債 高格付	年1回	オセアニア	なし

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。  
 ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

#### <委託会社の情報>

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	9兆1,310億円 (2014年3月末現在)

## ファンドの目的

主として、ニュージーランドドル建ての債券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざします。

## ファンドの特色



### 主として、ニュージーランドドル建ての債券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざします。

- ◆ニュージーランドドル建ての国債、地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債などに投資を行ないます。
- ◆原則として、取得時にAA-格相当以上の格付が付与されている債券に投資します。
- ◆原則として、為替ヘッジは行ないません。
- ◆運用において、日興アセットマネジメント株式会社のグループ会社である「ティンダル・インベストメント・マネジメント・ニュージーランド・リミテッド」からの投資助言を受けます。



### 満期一致戦略で、満期償還時の債券収益の確保をめざします。

- ◆満期一致戦略(ターゲット・マチュリティー戦略)とは、債券の価格特性を活かした運用手法で、ファンドの満期償還日(信託期間終了日)と投資する債券の満期時期を一致させるような運用を行ないます。

※為替変動リスクの影響などにより、満期償還時に収益が確保できない場合があります。



### 基準価額が11,500円以上になった場合には、安定運用に移行後、繰上償還します。

- ◆1万口当たり基準価額(税引前分配金控除後)が、信託期間中に一度でも11,500円以上となった場合には、組入債券を売却し、短期公社債などによる安定運用に移行後、繰上償還します。
- ◆基準価額が11,500円以上にならない場合、当ファンドは、約3年5ヵ月の信託期間を経て2018年1月5日に償還する予定です。

※償還価額が11,500円以上になることを保証するものではありません。

※組入債券の売却以降も繰上償還するまでは、基準価額は市況動向などの影響を受けるため、基準価額が11,500円を下回ることがあります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用を行なえない場合があります。

# 魅力①

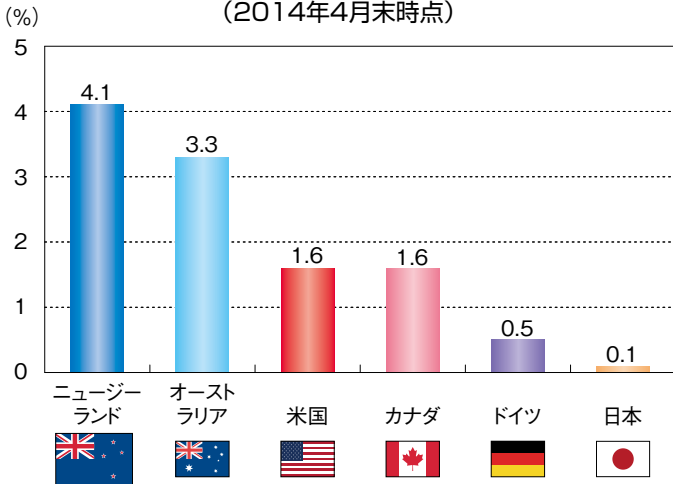
## 魅力的な金利水準とパフォーマンス



- ニュージーランド国債の利回りは、他の先進国の国債と比較して相対的に高く、魅力的な水準となっています。
- ニュージーランド国債は、2009年以降、ニュージーランドドル高や低金利政策などを背景に、比較的良好なパフォーマンスとなっています。

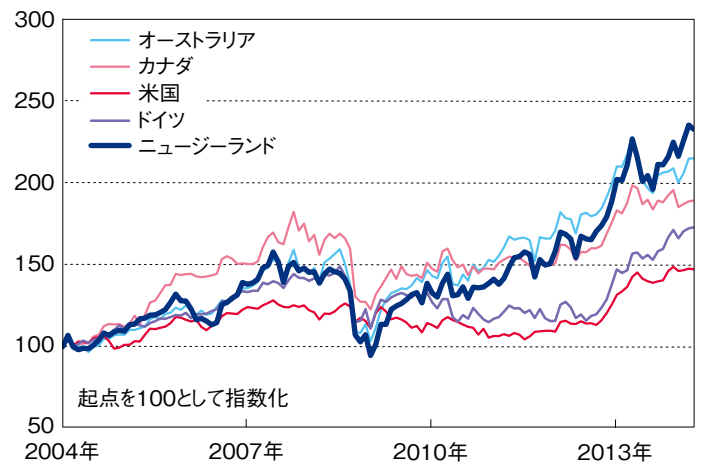
### 相対的に高い水準にある国債利回り

【ニュージーランドと主要先進国の5年国債利回り  
(2014年4月末時点)



### ニュージーランド国債は上昇傾向

【ニュージーランドと主要先進国の国債インデックス(円ベース)の推移  
(2004年1月末~2014年4月末)



シティ世界国債インデックス(為替ヘッジなし・円ベース)の各国インデックス(ニュージーランドは参考市場インデックス)を使用

信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成

※上記グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

# 魅力②

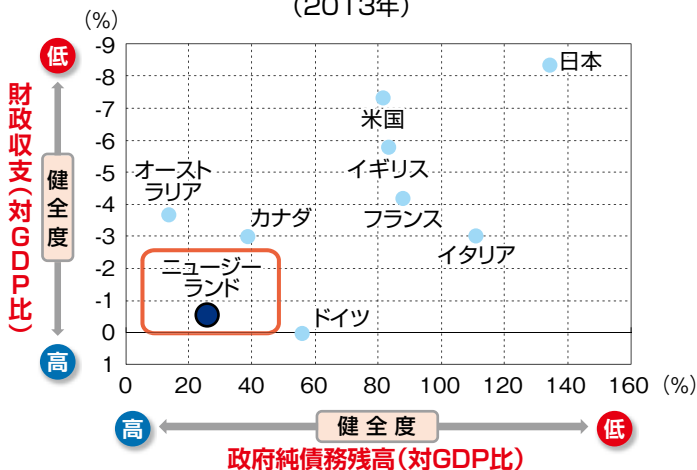
## 健全な財政を背景とした高い信用力



- ニュージーランドは、主要先進国の中でも政府債務や財政赤字の水準が相対的に低く、財政の健全性が高い国です。
- 同国は、大手格付会社であるムーディーズによりAaaの信用格付(自国通貨建て長期債務)を付与されており、国際的にみても高い信用力を有しています。

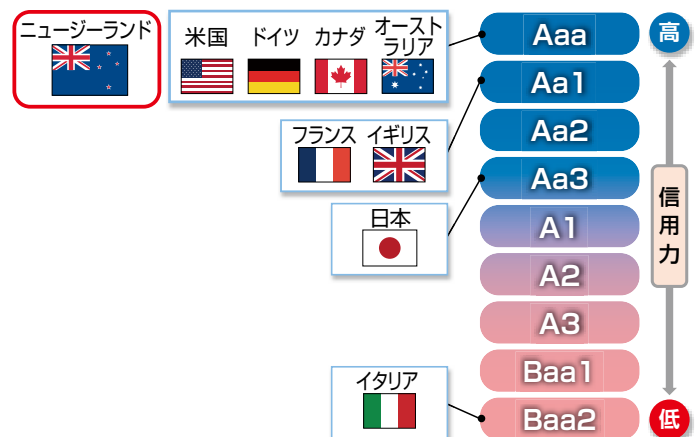
### 財政の健全性が高いニュージーランド

【ニュージーランドと主要先進国の財政収支と政府純債務残高  
(2013年)



### 高い信用力をもつニュージーランド

【ニュージーランドと主要先進国の国債格付  
(2014年4月末時点)



出所:IMF「World Economic Outlook, April 2014」

※上記の各国の格付は、ムーディーズが自国通貨建て長期債務に付与したもの

※上記グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

### 魅力③

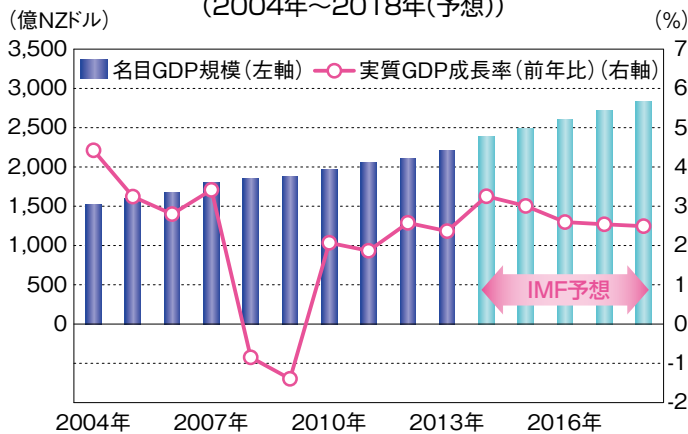
## 緩やかに拡大するニュージーランド経済



- ニュージーランド経済は、リーマン・ショックなどの影響により景気が低迷した2008年や2009年を除き、概ね堅調な推移となっており、今後も安定した成長が見込まれています。
- 2011年のクライストチャーチ地震の復興需要や近年の移民流入などを背景に、個人消費や住宅投資などの内需が拡大していることに加え、乳製品を中心とした輸出(外需)も増加していることなどから、足元の景気は好調に推移しています。

### 緩やかな経済成長を続けるニュージーランド

【ニュージーランドの名目GDP規模および実質GDP成長率の推移】  
(2004年～2018年(予想))

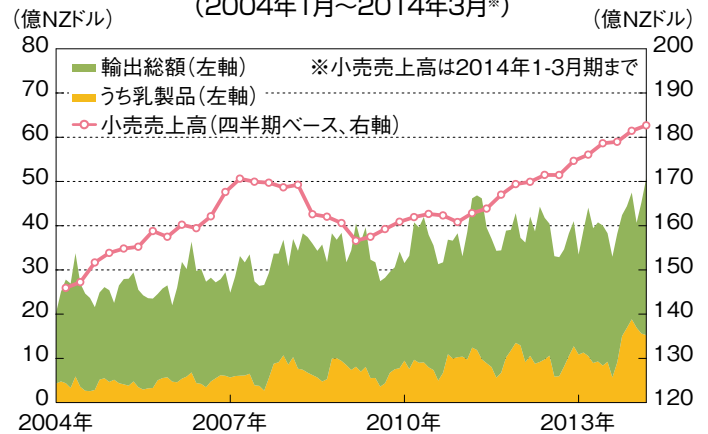


出所:IMF「World Economic Outlook, April 2014」

※上記グラフ・データは過去のものおよび予想であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

### 足元の国内景気は好調

【輸出総額と小売売上高の推移】  
(2004年1月～2014年3月\*)



信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成

### 魅力④

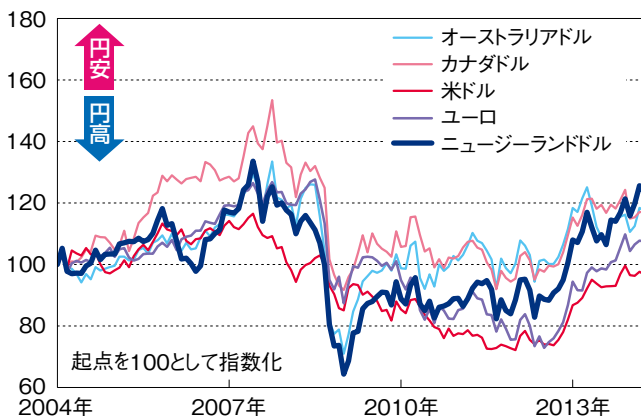
## 上昇傾向にあるニュージーランドドル



- ニュージーランドドルは、堅調な国内経済や中国への乳製品の輸出拡大などを背景に、2012年以降、上昇傾向が続いています。
- 堅調な国内経済に伴うインフレ圧力の高まりを背景に、他の先進国に先駆けて2014年3月および4月に連続して利上げが行なわれ、同国は金融引き締め政策に転じました。ニュージーランド準備銀行(中央銀行)は、今後のインフレ動向を注視しつつ金融引き締めスタンスを維持しており、こうしたことは、今後のニュージーランドドルの下支え要因になると期待されます。

### 上昇傾向にあるニュージーランドドル

【ニュージーランドドルと主要先進国通貨の推移(対円)】  
(2004年1月末～2014年4月末)

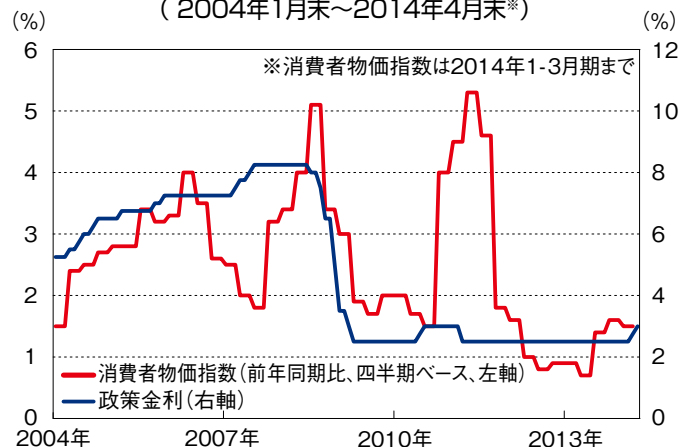


信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成

※上記グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

### 利上げサイクルに入ったニュージーランド

【政策金利と消費者物価指数の推移】  
(2004年1月末～2014年4月末\*)



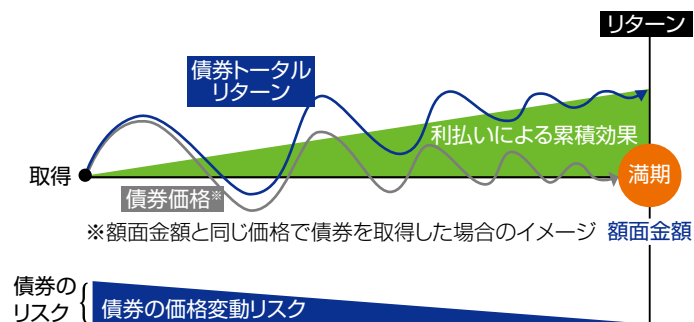


## 満期一致戦略について

- 債券価格は満期が近づくにつれ、徐々に額面に近づき、満期には額面金額が支払われます。当ファンドでは、ファンドの満期償還日(信託期間終了日)と投資する債券の満期時期を一致させることで、ファンドの満期償還時の債券収益の確保をめざします。
- ただし、当ファンドは、為替変動リスクの影響などにより、満期償還時に収益が確保できない場合があります。

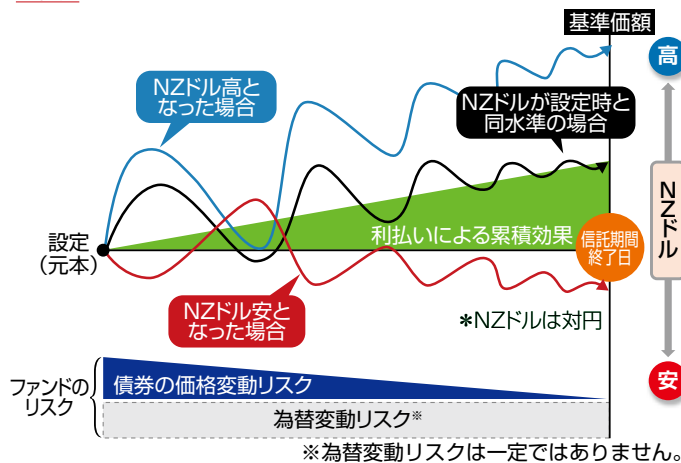
### 満期一致戦略のイメージ

債券価格は、満期が近づくにつれ価格変動リスクが小さくなり、満期時には額面金額が支払われます。加えて、利付債券は満期までの期間中に定期的に利払いが行なわれます。こうしたことから、満期まで債券を保有することで、取得時の最終利回りがリターンとして期待できます。



### (ご参考)当ファンドの基準価額のイメージ

当ファンドはニュージーランドドル建ての債券に投資することから、為替変動リスクがあります。このため、基準価額は元本を下回る場合があります。



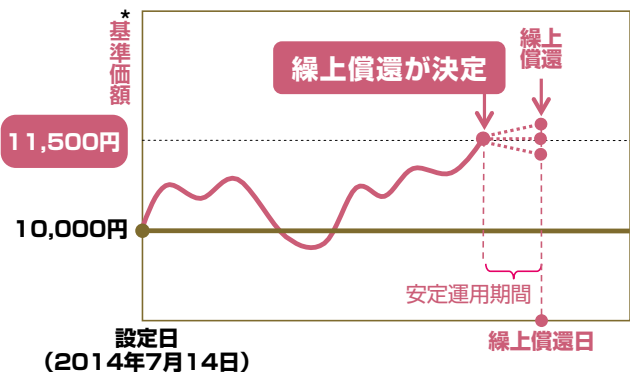
※投資対象の債券がデフォルト(債務不履行)をしないことを前提とし、一般的な商品特性に基づいて作成したイメージ図です。  
※上記はイメージ図であり、将来の運用成果などを約束するものでも、実際のファンドの基準価額を示唆、保証するものでもありません。



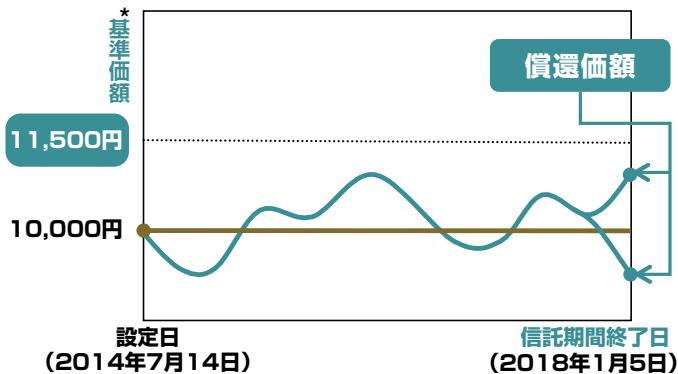
## 償還ルールについて

- 1万口当たり基準価額(税引前分配金控除後)が、信託期間中に一度でも11,500円以上となった場合には、組入債券を売却し、短期公社債などによる安定運用に移行後、1ヵ月程度で繰上償還します。

### 償還例① 11,500円に達した場合



### 償還例② 11,500円に達しなかった場合



\* 税引前分配金控除後の1万口当たりの基準価額です。

※1万口当たり基準価額(税引前分配金控除後)(以下、「基準価額」)の11,500円は、あくまで安定運用に切り替えるための水準であり、基準価額が11,500円以上となることを示唆あるいは保証するものではありません。

※基準価額が11,500円以上となった場合には、組入債券を売却し、安定運用に移行します。組入債券の売却以降も繰上償還するまでは、基準価額は市況動向などの影響を受けるため、基準価額や償還価額が11,500円を下回ることがあります。

※基準価額が11,500円に達した後、事務手続きなどのために、繰上償還までに1ヵ月程度要する可能性があります。

※上記は「償還ルール」について説明するためのイメージ図です。



## 運用プロセス

- 当ファンドの運用は日興アセットマネジメント株式会社が行ないます。その際、「ティンダル・インベストメント・マネジメント・ニュージーランド・リミテッド」の投資助言を受けます。

### ニュージーランドドル建ての債券など (国債、地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債など)

※ニュージーランド国外の発行体が発行するニュージーランドドル建ての債券などを含みます。

流動性が低い銘柄を除外

### 投資対象候補銘柄

投資銘柄を選定

パフォーマンス  
およびリスクの  
モニタリング

ポート  
フォリオ

### 銘柄選定にあたって

- ニュージーランドの経済状況や財政・金融政策などを考慮します。
- 発行体の信用力や利回りなどの価値評価などを分析し、銘柄の絞り込みを行ないます。

分析の  
ポイント

信用力

利回り

流動性

残存期間

など

### 投資助言について

- 「ティンダル・インベストメント・マネジメント・ニュージーランド・リミテッド\*」からの投資助言を受けます。

tyndall nz

\*「ティンダル・インベストメント・マネジメント・ニュージーランド・リミテッド」は、ニュージーランドの運用会社で、主にニュージーランドの債券および株式の運用に強みを持つ、日興アセットマネジメントのグループ会社です。

● 上記運用プロセスは、2014年4月末時点のものであり、将来変更になる可能性があります。

#### 〈主な投資制限〉

- 株式への投資割合は、信託財産の総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

#### 〈分配方針〉

- 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

## 基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に債券を投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

### 価格変動リスク

- 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

### 流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

### 信用リスク

- 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

### 為替変動リスク

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

### 有価証券の貸付などにおけるリスク

- 有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク(取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク)を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

### 〈繰上償還に関する事項〉

- 1万口当たり基準価額が11,500円以上となった場合には、信託約款の規定に基づき、繰上償還します(償還価額が11,500円以上であることを保証するものではありません。)
- 11,500円は、あくまでも安定運用に切り替えるための価額水準であり、ファンドの基準価額が11,500円以上となることを示唆あるいは保証するものではありません。また、安定運用に切り替えるまでの債券の価格、為替の変動の影響および外国為替予約取引等の決済を速やかに行なえないなどの事由により、基準価額が11,500円以上となった日の翌営業日以降(安定運用への切り替え完了後も含まれます。)の基準価額が11,500円を下回る場合があります。



## 〈集中投資に関する事項〉

- ポートフォリオのリスク分散に努めますが、一部の投資対象に集中して投資を行なうことがあります。集中投資している一部の投資対象の価格変動により損失が生じた場合は、分散投資した場合に比べて、大きな損失を被るリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

## リスクの管理体制

- リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理および法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2014年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 運用実績

ファンドの運用は、2014年7月14日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。

### 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

### 分配の推移

該当事項はありません。

### 主要な資産の状況

該当事項はありません。

### 年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	1口当たり1円
購入代金	購入申込期間の最終日(2014年7月11日)までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	<p>&lt;購入&gt; 購入申込期間の最終日(2014年7月11日)の販売会社所定の時間までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを購入申込受付分とします。</p> <p>&lt;換金&gt; 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。</p>
購入の申込期間	2014年6月23日から2014年7月11日までとします。
換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、換金の申込日がニュージーランド証券取引所の休業日に該当する場合は、換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	2018年1月5日まで(2014年7月14日設定)
繰上償還	1万口当たり基準価額(税引前分配金控除後)が11,500円以上となった場合は、繰上償還します。また、次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合</li> <li>・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき</li> <li>・やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul>
決算日	毎年7月18日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算は2015年7月21日とします。
収益分配	年1回、分配方針に基づいて分配を行ないます。
信託金の限度額	300億円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページアドレス <a href="http://www.nikkoam.com/">http://www.nikkoam.com/</a> ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎期決算後および償還後に運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。</li> <li>・配当控除の適用はありません。</li> <li>・益金不算入制度は適用されません。</li> </ul>

# ファンドの費用・税金

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	<b>購入価額(1口当たり1円)に対し1.62%(税抜1.5%)以内</b> ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	<b>ありません。</b>

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p><b>ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.08%(税抜1%)</b> 運用管理費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月とその翌日から計算期末までに区分した各期間の末日、ならびに換金時または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p style="text-align: center;">＜運用管理費用の配分(税抜)＞</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">運用管理費用(年率)</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.00%</td> <td>0.50%</td> <td>0.45%</td> <td>0.05%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。 ※投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける運用管理費用の中から支払います。</p>			運用管理費用(年率)				合計	委託会社	販売会社	受託会社	1.00%	0.50%	0.45%	0.05%
運用管理費用(年率)															
合計	委託会社	販売会社	受託会社												
1.00%	0.50%	0.45%	0.05%												
その他の 費用・手数料	諸費用 (目論見書の 作成費用など)	<p><b>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額</b> ①目論見書などの作成および交付に係る費用、②運用報告書の作成および交付に係る費用、③計理およびこれに付随する業務に係る費用(①～③の業務を委託する場合の委託費用を含みます。)、④監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。</p>													
	売買委託 手数料など	<p>組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息、立替金の利息および貸付有価証券関連報酬(有価証券の貸付を行なった場合は、信託財産の収益となる品貸料に0.54(税抜0.5)を乗じて得た額)などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。</p>													

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2014年6月6日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

**nikko am**